

令和6年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第5号）						
招集年月日	令和6年7月18日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	令和6年7月18日 午前10時00分			議長	小見田 和行
	散会	令和6年7月18日 午前10時 9分			議長	小見田 和行
応（不応）招議員 及び出席並びに欠 席議員 出席 14名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席 番号	氏 名	出欠等 の別	議席 番号	氏 名	出欠等 の別
	1	小松 英一	○	8	森岡 勉	○
	2	加藤 弘	○	9	豊永 喜一	○
	3	小谷 節雄	○	10	山口 和幸	○
	4	岩本 恭典	○	11	皆越 てる子	○
	5	難波 文美	○	12	溝口 峰男	○
	6	加賀山 瑞津子	○	13	永井 英治	○
	7	橋本 誠	○	14	小見田 和行	○
議事録署名議員	5番 難波 文美 6番 加賀山 瑞津子					
出席した議会書記	事務局長 山本 祐二 事務局書記 溝口 久志					
地方自治法第12 1条により説明の ため出席した者の 職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の別	職 名	氏 名	出欠等 の別
	町 長	北口 俊朗	○	教育長	椎葉 勇二	○
	副町長	土肥 克也	○	教育課長	林 敬一	○
	総務課長	山内 悟	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第5号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第8号 あさぎり中学校屋内運動場棟長寿命化改修工事請負契約の締結について
日程第 3 報告台11号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 議案第8号 あさぎり中学校屋内運動場棟長寿命化改修工事請負契約の締結について
日程第 3 報告台11号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
-

午前10時00分 開 会

●**議会事務局長（山本 祐二 君）** 御起立ください。礼。着席ください。

◎**議長（小見田 和行 君）** ただいまの出席議員は14人です。定足数に達していますので、令和6年度あさぎり町議会第3回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本会議の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、5番、難波文美議員、6番加賀山瑞津子議員を指名します。日程第2、議案第8号、あさぎり中学校屋内運動場等長寿命化改修工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●**町長（北口 俊朗 君）** おはようございます。本日もよろしくお願いたします。議案第8号、あさぎり中学校屋内運動場等長寿命化改修工事請負契約の締結について提案いたします。提案理由を申し上げます。あさぎり中学校屋内運動場等長寿命化改修工事請負契約の締結について。あさぎり町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を経る必要がある。これがこの議案を提出する理由です。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上可決頂きますようよろしくお願いたします。

◎**議長（小見田 和行 君）** 林教育課長。

●**教育課長（林 敬一 君）** それでは、議案第8号について御説明いたします。本件につきましては、入札を7月12日に行いまして、落札業者と仮契約を締結しているところでございます。詳細といたしましては、1、工事名、あさぎり中学校屋内運動場等長寿命化改修工事。2、工事内容、建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式。3、工事場所、球磨郡あさぎり町上北地内。4、契約金額2億8,930万円。5、契約の相手方、人吉市西間上町2,479番地1。丸昭・勇特定建設工事共同企業体、代表者丸昭建設株式会社代表取締役、松村陽一郎。6、契約の方法、条件付一般競争入札でございます。主な改修内容としましては、屋根外壁の遮熱断熱塗装、床は、屋内運動用塩ビシート張り、トイレの洋式化、空調は輻射式空調設備、照明はLED照明に改修するものでございます。工期は2月末までを予定をしております。説明は以上でございます。

◎**議長（小見田 和行 君）** 提案理由の説明が終わり、終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。日程第3、報告第11号、専決処分した

和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてを議題とします。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（北口 俊朗 君） 報告第11号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。詳細につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎議長（小見田 和行 君） 林教育課長。

●教育課長（林 敬一 君） それでは、報告第11号、11号につきまして御説明いたします。2ページの専決処分書により説明いたします。専決処分を示す本文は省略させていただきます。本件の専決処分は、令和6年6月24日に行ったものでございます。次に、和解及び損害賠償の額について御説明、説明いたします。相手方につきましては、ここに記載をしている方でございます。以降は、3ページからの説明資料、資料により説明いたします。事故発生施設はあさぎり、あさぎり町立深田小学校でございます。事故の発生状況といたしましては、令和5年11月18、18日午後2時30分頃、深田小学校南側フェンスに設置していた横断幕が突風により飛ばされ、県道人吉水上線を人吉方面から多良木方面へ走行していた。相手方の車両左前方へ衝突し、車体を傷つけ損害を与えたものでございます。事故の原因につきましては、小学校南側フェンスに設置してあった横断幕のとめ具が経年劣化により、確実に固定されていなかったことによるものでございます。事故の損害額は、車両修理額40万6,646円でございます。事故の責任割合につきましては、町100%、相手方0%でございます。次に、損害賠償額は40万6,646円でございます。この損害賠償の補填につきましては、町が加入しております、全国町村会総合賠償補償保険により全額補填されるものでございます。和解事項としましては、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることとしており、既に示談が成立しております。町の対策でございますが、町内の全ての学校に対し、屋外掲示物の点検を指示し、再発防止策を講じております。また、社会教育施設、体育施設をはじめ、町内の各公共施設に対しましても、点検を指示し対策を講じたところでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（小見田 和行 君） 報告が終わりました。報告第11号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで報告を終わります。お諮りします。本日の会議で議決の結果生じた条項字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって条項字句、数字その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。令和6年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（山本 祐二 君） 御起立ください。礼。

午前10時09分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年7月31日

議 長 小見田 和行

署名議員 加賀山 瑞津子

署名議員 難波 文美